



自転車の安全利用の促進！

自転車月間～関連メールマガジン第1号

自転車の安全利用に関する疑問？



を解消しましょう！



～交通ルール（その1）～

Q. そもそも「自転車月間」って何？

A. 自転車活用推進法という法律において、自転車の活用推進についての関心と理解を深めるために、5月を「自転車月間」と定めています。

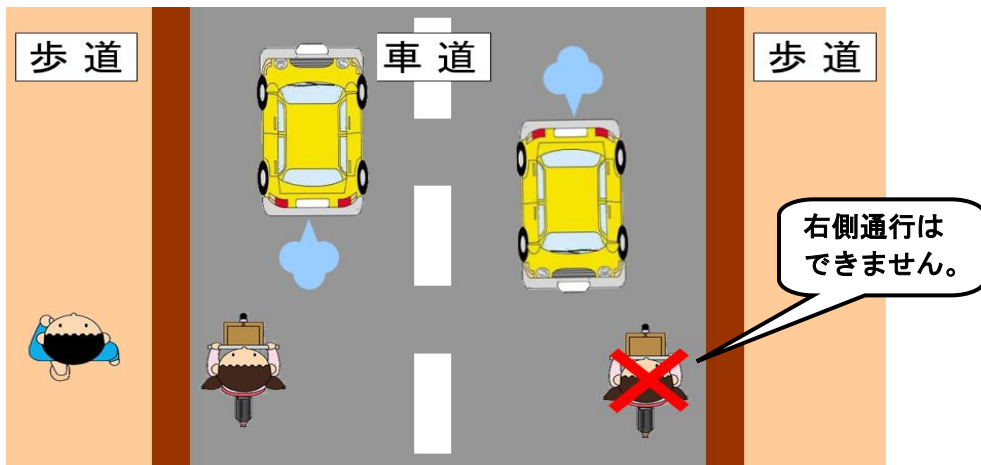
※ 自転車活用推進法では、環境への負担低減、災害時での交通機能の維持、国民の健康増進等が図れるよう、自転車の活用を推進することを目的としています。

Q. 自転車は、車道のどの部分を通行すればいいの？

A. 道路交通法において、自転車は「軽車両」と位置づけています。

そのため、歩道と車道の区分があるところでは、車道を通行するのが**原則**で、車道の左側端に沿って通行しなければなりません。

※ 自転車を押して歩く場合は、歩行者になります。



次号は、自転車の歩道通行について説明します！